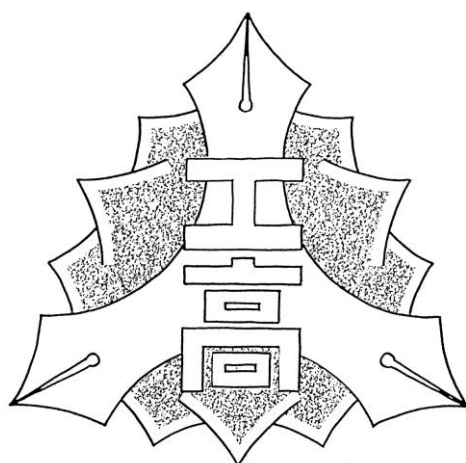


令和7年度

学校いじめ防止基本方針



県立那覇工業高等学校(定時制)

那覇工業高等学校（定時制）いじめ防止基本方針

令和7年4月24日

1、はじめに

いじめはいかなる理由があってもけっして許される行為ではありません。いじめは人間として絶対に許されない人権侵害です。どの生徒も加害者や被害者となる場合があります、その心身の健全な成長および人格形成に悪影響を与えるのみならず、その身体又は生命にも重大な危険を生じさせる場合があります。

いじめは全職員で危機感を持って未然防止に努めましょう。いじめを経験するから強い社会人になれるという事はありません。人の成長にとって、理不尽な忍耐を強いるような行為が容認される事があってよいはずがありません。最も大切な事は、いじめている側（加害者）の言い分に巻き込まれない様にする事です。

2、いじめとは

いじめとは、一定の人間関係にある者が他者に対して行う悪質な圧力です。いじめとは心や体を深く傷つける暴力行為です。いじめをはやし立てる観衆行為や、見て見ぬ振りをする傍観行為も、いじめ行為と同様に許されません。

殴る蹴る等の物理的・身体的攻撃だけでなく、言葉による嫌がらせ、無視・強要・ネット上への嫌がらせや誹謗中傷等の心理的攻撃によって、他者へ精神的な苦痛を与えたと認められる場合にも、いじめとなります。

一見、場が盛り上がっている様に見えたり、仲間同士で遊んでいる振りをしていても、人間関係や経緯等からいじめと認定される事もあります。

これらいじめについては、起こった場所が学校の内外を問いません。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うこと無く、いじめられた生徒の立場に立つて行うべきです。

＜具体的ないじめの様相＞遊びの様に見えても状況や背景によっていじめとなる可能性が有ります。

- ・誹謗中傷（悪口・侮辱）・脅迫・冷やかす・からかい・強要（強く言う・しつこく言う）。
- ・事実であったとしても、本人の望まない事を勝手に広める事はプライバシーの侵害や人権侵害であり、いじめです。
- ・無視・仲間外れ・他人の物を隠す・壊す・捨てる等はいじめです。
- ・楽しく騒いでいる様に見えても、嫌な事・危険な事・恥ずかしい事をさせる事は、精神的苦痛を与えます。意地悪や嫌がらせと同様にいじめです。
- ・金品要求や不当な支払いをさせたり、損害を与えたりする事はいじめです。
- ・ふざけてぶつかったり・押したり・叩いたり蹴ったりする暴力もいじめとなり得ます。
- ・パソコンや携帯電話等を使用したネット上の書き込みに関しても、誹謗中傷や嫌がらせとして不快な思いを与える場合はいじめとなり得ます。
- ・サイバー犯罪は、インターネットを悪用したいじめや犯罪です。掲示板やラインで他人の悪口を書いたり、他人の個人情報や写真を勝手に載せたりする事です。

3、いじめに関する基本的認識

いじめが起きている時に、周りでその言動に同調する人は勿論加害者ですが、何もせず見て見ぬ振りをしている人もいじめを黙認している事で、結果的にいじめを助長し、いじめに加担している行為となります。周りの人がいじめを否定的に捉えれば抑止作用となり沈静化に向かいますが、黙認すれば促進作用となりいじめは一層激しさを増します。いじめは加害者が全て悪いのです。被害者は悪くありません。被害者側に他の人と変わった点があったとしても、それを理由にして、他者をいじめて良いはありません。

被害生徒は、いじめを受けている事実を知らせる事により、自尊心が傷つく・親に心配を掛けたくない・更なるいじめの不安等から、被害事実を口にしなかったり明るく振る舞ったりする事もあります。

4、いじめ防止の対策と組織

(1) 人権・セクハラ・いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、教育相談、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、中途退学対策係、生徒指導部主任、該当担任、その他関係者（必要に応じて学年主任や渉外係等の関係職員や外部専門家等）

(2) 基本的な対応分担（状況によって柔軟に対応する）

- ①教育相談と生徒指導主任・・・いじめ問題解決の中心となって、外部専門家や諸機関と連絡・対応し、必要な全ての分掌に具体的な指示を出す。生徒向け講演会（教職員向け研修会）の企画・実施を行う。いじめアンケートによる査・集計・分析をする。最終的な記録・保存・情報提供を行う。特別支援教育コーディネーターや中途退学対策係とも協力し進める。
- ②生徒指導（主任、担当生徒指導係）・・・加害者への対応・指導
- ③養護教諭・・・・・・・・・・ 被害者への対応・擁護
- ④担 任・・・・・・・・・・ 保護者への連絡・対応
- ⑤学年主任・・・・・・・・・・ 傍観者・観衆への対応・指導
- ⑥管理者（校長・教頭）・・・・・・教育庁・警察への連絡や地域・マスコミへの対応
委員会の主である教育相談係への指導・助言・連携

(3) 組織の役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定と周知
- ②いじめ対策年間計画の策定
- ③いじめ発生時の対応を協議
- ④いじめと認定された場合には、各部所へ具体的に指示を出す
- ⑤いじめの問題解決に向けて、継続的に取組む
- ⑥年2回学期毎に委員会の定期開催と、必要に応じて緊急開催
- ⑦年2回学期毎に校内いじめ調査を行う

(4) いじめ対策年間計画

月	行 事	取組内容
4	・入学式・始業式 ・新入生歓迎球技大会	・第1回 いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止基本方針等の職員および生徒周知
5	・家庭訪問 ・前期中間考査	・人権の日 いじめ情報のよびかけ ・いじめ防止基本方針等の保護者周知
6	・統一 LHR (慰霊の日)	・人権の日 いじめ情報よびかけ ・第1回 いじめアンケート調査 ・第2回 いじめ防止対策委員会
7	・前期期末考査 ・校内生徒生活体験発表大会 ・夏休み	・人権の日 いじめ情報よびかけ ・第3回 いじめ防止対策委員会 ・第1回 校内いじめ調査結果報告
8	・夏休み	
9	・個人面談 ・前期修了式	・人権の日 いじめ情報よびかけ
10	・秋季休業 ・後期始業式	・第4回 いじめ防止対策委員会
11	・後期中間考査 ・産業教育フェア	・人権の日 いじめ情報よびかけ ・第2回 いじめアンケート調査 ・第5回 いじめ防止対策委員会
12	・冬季休業	・人権の日 いじめ情報よびかけ ・第2回 校内いじめ調査結果報告
1	・卒業生後期期末考査	・第6回 いじめ防止対策委員会
2	・在校生後期期末考査 ・送別スポーツフェスティバル	・人権の日 いじめ情報よびかけ
3	・卒業式・高校入試	・人権の日 いじめ情報よびかけ

5、いじめ対応方針

(1) いじめの未然防止

- ①いじめを人権侵害又は犯罪行為として捉え「いじめは人間として絶対に許されない行為」である意識を生徒のみならず、教職員にも強く徹底する。
- ②いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性と社会性を育てる。

(2) いじめの早期発見

- ①日頃の観察と教師間の情報交換や個人面談によって、生徒の実態把握に努める。
- ②いじめを早期発見する為に、生徒に対して年2回の調査を行う。
- ③毎月1日の「人権の日」に、いじめに関する情報の収集を呼び掛ける。

(3) いじめの早期対応

- ①被害生徒・加害生徒への迅速な対応をする。組織的に全職員で対応し、一部の教職員へ負担が偏る事が無い様にする。
- ②複数の教職員で役割を分担し、情報収集及び事実確認を行う。
- ③いじめを受けた被害生徒の安全を最優先し、十分なケアに当たる。
- ④いじめを行った加害生徒に対しては、いじめに至った背景や原因を確認し、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。
- ⑤両保護者に対して、いじめの状況と今後の対応について十分な説明をして、今後の指導について理解と協力を得る。
- ⑥必要に応じて、外部機関（教育相談・教育センター・警察等）と連携を取る。

6、いじめ問題に取り組む基本姿勢

- (1) いじめに関しては、公平な立場に立てば、ただの傍観者になりかねません。それは加害者に味方する事に等しい行為です。皆が被害者の立場に立つ事が重要です。
- (2) アンケート調査を行う場合には、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合がある事を明記し、調査対象となる在校生や保護者へ周知する。
- (3) いじめの非人間性や他者の人権を侵す行為という認識を強く持ち対応する。

7、教師対応の注意点

- (1) いじめの情報収集は、客観的な事実関係を速やかに把握する。5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を意識して記録する。
具体的には、誰が誰をいじているのか（加害者被害者の確認）、いつどこで起こったか（時間と場所の確認）、どんな被害を受けたか（内容）、いじめのきっかけは何か（背景と要因）、いつ頃からどの位続いているのか（期間）、その時どの様に感じたか（感情）を聴き取る。
- (2) 実態の把握と指導方法としては、いじめの具体的事象・経緯・心情をじっくりと聴き、事実に基づく支援・指導を行う。聴取は、いじめを受けた者といじめを行った者以外にも、周囲に居る者（冷静に状況を捉えている者）にも行う。人目につかない場所や時間に配慮し、秘密を厳守して報復が起こらない様に注意する。
- (3) 一方的・一面的な解釈で対処せず、プライバシーや生徒との約束を守る教育的配慮を行い、迅速に保護者へ連絡する。
- (4) 指導の注意点として、加害者と被害者を同じ場所で事情聴取したり、ただ単に謝る事で終わらせたり、注意・叱責・説教だけだったり、すぐに仲直りを促したり、当事者同士の話し合いによる解決だけを促す等、安易な終結をしてはならない。
- (5) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長する例もある。
- (6) いじめを受けている生徒にも原因があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。「お子さんにも問題があるからいじめにあう」等の誤った発言を教師がする事で、被害生徒が自責の念に駆られ自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、自傷行為や生命に関わる重大事故につながる事もある。

- (7) 「ダメなものはダメだ」と一方的にどなる・荒々しい態度で攻撃する・加害生徒に振り返る時間を与えないという教師の対応は益をもたらさない。
- (8) 過度の競争意識・勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発する場合がある。
- (9) いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守る為に、いじめを行った生徒に対して出席停止の措置を講じたり、警察など関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取る事でもある（出席停止の時は、その後の展望について指導プログラムを作成し、保護者間で共通理解と連携を図る）。

出席停止は学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。いじめられた生徒の心身の安全が脅かされている場合等、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応する事と規定されている。

8、重大事態への対応

いじめにおいて生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合、県教育委員会に報告し本校の委員会を中心にして所轄警察署等外部機関と連携して事案の全体像を早期に把握し、可能な方策を検討し実施する。また、再発防止の為に指導方法や組織の見直しを図る。

9、いじめ事案への対応図

いじめ事案への対応図

